

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 7 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1	別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）		
	1 地方自治法（ <u>昭和22年法律第67号。</u> 以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）・（2） [略] （3） 法第260条第 1 項の町又は字の区域の新設等の届出の受理 （4） [略]	盛岡市、一関市、奥州市、雫石町及び西和賀町	1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）・（2） [略] （3） 法第260条第 1 項の町又は字の区域の新設等の届出の受理（ <u>規則で定めるものを除く。</u> ） （4） [略]	盛岡市、 <u>大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、田野畑村、普代村及び洋野町</u>
	2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（8） [略]	遠野市、一関市及び釜石市	2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（8） [略]	遠野市、一関市、 <u>釜石市、二戸市、雫石町及び野田村</u>
			2の2 <u>栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付</u>	<u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田</u>

<u>に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
<u>2の3 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
<u>2の4 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
<u>2の5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
<u>2の6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び</u>	<u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和</u>

看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

賀町、山田町、
田野畑村、
普代村及び川井村

2の7 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

宮古市、二戸市、奥州市、
葛巻町、山田町、
田野畑村、
普代村及び川井村

2の8 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）

宮古市、一関市、奥州市、
雫石町、西和賀町及び金ケ崎町

(1) 法第9条の2第7項の他の事業を行うことの承認

(2) 法第9条の2の3第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可

(3) 法第9条の2の3第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し

(4) 法第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の共済規程の

認可

- (5) 法第9条の6の2第4項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の共済規程の変更又は廃止の認可
- (6) 法第9条の7の5第2項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法(平成7年法律第105号)第305条の立入検査等
- (7) 法第9条の7の5第2項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法第306条の業務改善の命令
- (8) 法第9条の7の5第2項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法第307条第1項の共済契約の募集停止の命令
- (9) 法第9条の9第4項の他の事業を行うことの承認
- (10) 法第27条の2第1項の設立の認可
- (11) 法第35条の2の役員の名等の変更の届出の受理
- (12) 法第48条の総会招集の承認
- (13) 法第51条第2項の定款変更の認可
- (14) 法第57条の5の余裕金運用の認可
- (15) 法第58条の4の健全性の基準の設定
- (16) 法第58条の7第2項の意見書の写しの受理
- (17) 法第58条の7第3項の説明又は意見の聴取
- (18) 法第58条の8の共済計理人の解任の命令

- (19) 法第62条第2項の解散の届出の受理
- (20) 法第62条第4項の解散の決議の認可
- (21) 法第66条第1項の合併の認可
- (22) 法第96条第5項の解散の登記の嘱託
- (23) 法第104条第1項の不服の申出の受理
- (24) 法第104条第2項の不服の申出に対する措置
- (25) 法第105条第1項の検査の請求の受理
- (26) 法第105条第2項の検査
- (27) 法第105条の2第1項の決算関係書類の受理
- (28) 法第105条の2第2項の書類の受理
- (29) 法第105条の3第1項から第4項までの報告の徴収
- (30) 法第105条の4第1項から第4項までの立入検査等
- (31) 法第106条第1項の措置の命令
- (32) 法第106条第2項の解散の命令
- (33) 法第106条第3項の官報への掲載
- (34) 法第106条の2第1項の定款等に定めた事項等の変更の命令
- (35) 法第106条の2第2項の改善計画の提出の要求又は改善計画の変更その他の措置の命令
- (36) 法第106条の2第4項の認可の取消し
- (37) 法第106条の2第5項の業務の停止等の命令又は認可の取消し
- (38) 法第106条の3各号の届出の受理

2の9 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる

紫波町、田野畑村及び普代

3 [略]	[略]
[略]	
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	宮古市、遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町

<u>事務</u> <u>(1) 法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等（以下この項において「広告物等」という。）の除却又は除却の命令若しくは委任</u> <u>(2) 法第8条第1項の広告物等の保管</u> <u>(3) 法第8条第2項の広告物等の保管の公示</u> <u>(4) 法第8条第3項の広告物等の評価、売却及び売却代金の保管</u> <u>(5) 法第8条第4項の広告物等の廃棄</u> <u>(6) 法第8条第5項の広告物等の売却代金の売却に要した費用への充当</u> <u>(7) 法第8条第6項の広告物等の措置に要した費用の所有者等からの徴収</u>	村
3 [略]	[略]
[略]	
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、平泉町、山田町、田野畑村、

					普代村、川井 村及び洋野町
				6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項 において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	花巻市及び奥 州市
				(1) 法第3条の火薬類の製造の許可	
				(2) 法第5条の火薬類の販売営業の許可	
				(3) 法第8条の火薬類の製造又は販売営業の許可 の取消し	
				(4) 法第9条第3項の火薬類の製造施設等の技術 上の基準適合の命令	
				(5) 法第10条第1項の火薬類の製造施設の位置の 変更等の許可	
				(6) 法第10条第2項の火薬類の製造施設の軽微な 変更工事の届出の受理	
				(7) 法第11条第3項の火薬類の貯蔵の技術上の基 準適合の命令	
				(8) 法第12条第1項の火薬庫の設置等の許可	
				(9) 法第12条第2項の火薬庫の軽微な変更工事の 届出の受理	
				(10) 法第12条の2第2項の地位の承継の届出の受 理	
				(11) 法第13条ただし書の許可	
				(12) 法第14条第2項の火薬庫の構造等の技術上の 基準適合の命令	
				(13) 法第15条第1項の火薬類の製造施設等の完成 検査又は同項ただし書の届出の受理	
				(14) 法第15条第2項の火薬類の製造施設等の変更	

工事の完成検査又は届出の受理

(15) 法第15条第3項の火薬類の製造施設等の完成
検査結果の報告の受理

(16) 法第16条第1項の製造業者又は販売業者の営
業の全部又は一部の廃止の届出の受理

(17) 法第16条第2項の火薬庫の用途廃止の届出の
受理

(18) 法第17条第1項の譲渡又は譲受けの許可

(19) 法第17条第3項の譲渡又は譲受けの許可の取
消し

(20) 法第17条第4項の譲渡許可証又は譲受許可証
の交付

(21) 法第17条第6項の譲渡許可証又は譲受許可証
の有効期間の設定

(22) 法第17条第7項の譲渡許可証又は譲受許可証
の書換え

(23) 法第17条第8項の譲渡許可証又は譲受許可証
の再交付

(24) 法第24条第1項の火薬類の輸入の許可

(25) 法第24条第3項の火薬類の輸入の届出の受理

(26) 法第25条第1項の消費の許可

(27) 法第25条第3項の消費の許可の取消し

(28) 法第27条第1項の廃棄の許可

(29) 法第28条第1項の危害予防規程の制定又は変
更の認可

(30) 法第28条第2項の軽微な変更工事に伴う危害
予防規程の変更の届出の受理

- (31) 法第28条第4項の危害予防規程の変更の命令
- (32) 法第29条第1項の保安教育計画の制定又は変更の認可
- (33) 法第29条第4項の保安教育計画を定めるべき者の指定
- (34) 法第30条第3項の製造保安責任者等の選任等の届出の受理
- (35) 法第33条第2項の製造保安責任者等の代理者の選任等の届出の受理
- (36) 法第34条第1項の製造保安責任者等の解任の命令
- (37) 法第34条第2項の取扱保安責任者等の解任の命令
- (38) 法第35条第1項の特定施設等の保安検査又は届出の受理
- (39) 法第35条第3項の特定施設等の保安検査結果の報告の受理
- (40) 法第35条の2第2項の定期自主検査計画の届出の受理
- (41) 法第35条の2第3項の定期自主検査の報告の受理
- (42) 法第35条の2第4項の立合い
- (43) 法第36条第1項の安定度試験の実施報告の受理
- (44) 法第36条第2項の安定度試験の実施命令
- (45) 法第42条の事業等の報告の徴収
- (46) 法第43条第1項の立入検査等
- (47) 法第44条の製造又は販売営業の許可の取消し

		<p><u>又は事業の停止の命令</u></p> <p>(48) <u>法第45条の緊急措置等</u></p> <p>(49) <u>法第45条の3の10第1項の認定完成検査実施者の検査記録の届出の受理</u></p> <p>(50) <u>法第45条の3の10第2項の認定保安検査実施者の検査記録の届出の受理</u></p> <p>(51) <u>法第46条第2項の火薬類による災害の発生の報告の徴収</u></p> <p>(52) <u>法第47条の現状変更の指示</u></p> <p>(53) <u>法第52条第1項の公安委員会からの意見の聴取</u></p> <p>(54) <u>法第52条第2項の通報</u></p>	
6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（37） [略]	[略]	<p>6の2 <u>火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（37） [略]</u></p>	[略]
		<p>6の3 <u>採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>法第33条の採取計画の認可</u></p> <p>(2) <u>法第33条の5第1項の採取計画の変更の認可</u></p> <p>(3) <u>法第33条の5第2項の採取計画の軽微な変更の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>法第33条の5第4項の氏名等の変更の届出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第33条の9の認可採取計画の変更の命令</u></p> <p>(6) <u>法第33条の10の岩石の採取の休止及び廃止の</u></p>	宮古市、一関市及び二戸市

届出の受理

- (7) 法第33条の12の採取計画の認可の取消し又は
岩石採取の停止の命令
- (8) 法第33条の13第1項の災害防止の措置の命令
又は岩石採取の停止の命令
- (9) 法第33条の13第2項の違反者に対する災害防
止の措置の命令
- (10) 法第33条の14第1項の要請の受理
- (11) 法第33条の14第2項の調査及び措置
- (12) 法第33条の17の岩石の採取を廃止した者に対
する災害防止の設備の命令
- (13) 法第34条の6の採石業者に対する指導及び助
言（採石業者の登録に係るものを除く。）
- (14) 法第42条第1項の報告の徴収又は立入検査（
採石業者の登録又は知事が実施する巡視に係るも
のを除く。）
- (15) 法第42条の2の国又は地方公共団体との協議

6の4 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下
この項において「法」という。）に基づく次に掲げ
る事務

- (1) 法第5条第1項の第一種製造者の製造の許可
- (2) 法第5条第2項の第二種製造者の製造の届出
の受理
- (3) 法第9条の第一種製造者の製造の許可の取消
し
- (4) 法第10条第2項の第一種製造者の地位の承継
の届出の受理

奥州市

- (5) 法第 10 条の 2 第 2 項 (法第 24 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の地位の承継の届出の受理
- (6) 法第 11 条第 3 項の第一種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準適合の命令
- (7) 法第 12 条第 3 項の第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準適合の命令
- (8) 法第 14 条第 1 項の第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の許可
- (9) 法第 14 条第 2 項の第一種製造者の製造のための施設の位置等の軽微な変更の届出の受理
- (10) 法第 14 条第 4 項の第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理
- (11) 法第 15 条第 2 項の貯蔵に関する技術上の基準適合の命令
- (12) 法第 16 条第 1 項の第一種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第 17 条第 2 項の第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (14) 法第 17 条の 2 第 1 項の第二種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第 18 条第 3 項の第一種貯蔵所等の位置等に関する技術上の基準適合の命令
- (16) 法第 19 条第 1 項の第一種貯蔵所の位置等の変更の許可
- (17) 法第 19 条第 2 項の第一種貯蔵所の軽微な変更工事の届出の受理
- (18) 法第 19 条第 4 項の第二種貯蔵所の位置等の変

更の届出の受理

- (19) 法第20条第1項の第一種製造者の高圧ガス製造施設等の完成検査又は同項ただし書の完成検査の受検の届出の受理
- (20) 法第20条第3項の第一種製造者の高圧ガス製造施設等の特定変更工事の完成検査又は同項各号の届出の受理
- (21) 法第20条第4項の完成検査結果の報告の受理
- (22) 法第20条の4の販売事業の届出の受理
- (23) 法第20条の4の2第2項の販売業者の地位の承継の届出の受理
- (24) 法第20条の5第2項の災害の発生の防止に関する周知等の勧告
- (25) 法第20条の5第3項の販売業者等が勧告に従わないときの公表
- (26) 法第20条の6第2項の販売方法の技術上の基準適合の命令
- (27) 法第20条の7の高圧ガスの種類の変更の届出の受理
- (28) 法第21条第1項から第5項までの製造の廃止等の届出の受理
- (29) 法第22条第1項の高圧ガス及び容器の輸入検査の実施又は同項第1号の届出の受理
- (30) 法第22条第2項の輸入検査結果の報告の受理
- (31) 法第22条第3項の輸入された高圧ガス及び容器の廃棄等の措置の命令
- (32) 法第24条の2第1項の特定高圧ガスの消費の

届出の受理

- (33) 法第24条の3第3項の特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基準適合の命令
- (34) 法第24条の4第1項の特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置の変更等の届出の受理
- (35) 法第24条の4第2項の特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理
- (36) 法第26条第1項の危害予防規程の制定又は変更の届出の受理
- (37) 法第26条第2項の危害予防規程の変更の命令
- (38) 法第26条第4項の危害予防規程の遵守等の命令又は勧告
- (39) 法第27条第2項の保安教育計画の変更の命令
- (40) 法第27条第5項の保安教育計画の実行等の勧告
- (41) 法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の選任等の届出の受理
- (42) 法第27条の2第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）の選任等の届出の受理
- (43) 法第34条の保安統括者等の解任の命令
- (44) 法第35条第1項の第一種製造者の特定施設の保安検査又は同項各号の届出の受理
- (45) 法第35条第3項の保安検査結果の報告の受理
- (46) 法第36条第2項の危険時の届出の受理

- (47) 法第38条第1項の第一種製造者等の製造等の許可の取消し又は停止の命令
- (48) 法第38条第2項の第二種製造者等の製造等の停止の命令
- (49) 法第39条の緊急措置
- (50) 法第39条の11第1項の認定を受けた特定変更工事の検査記録の届出の受理
- (51) 法第39条の11第2項の認定を受けた特定施設の保安検査の記録の届出の受理
- (52) 法第41条第2項の容器の製造業者の製造の方法の技術上の基準適合の命令
- (53) 法第44条第1項の容器検査
- (54) 法第45条第1項の容器への刻印
- (55) 法第45条第2項の容器への標章の掲示
- (56) 法第48条第5項の容器への充てんの許可
- (57) 法第49条第1項の容器再検査
- (58) 法第49条第3項の容器再検査に係る容器への刻印
- (59) 法第49条第4項の容器再検査に係る容器への標章の掲示
- (60) 法第49条の2第1項の附属品検査
- (61) 法第49条の3第1項の附属品への刻印
- (62) 法第49条の4第1項の附属品再検査
- (63) 法第49条の4第3項の附属品再検査に係る附属品への刻印
- (64) 法第49条の30の製造した容器又は附属品の回収その他の措置の命令

- (65) 法第49条の35の輸入した容器又は附属品の回収その他の措置の命令
- (66) 法第50条第3項の容器検査所の登録又はその更新
- (67) 法第50条第4項の容器検査所の容器再検査の容器等の種類の制限
- (68) 法第52条第2項の検査主任者の選任等の届出の受理
- (69) 法第52条第4項の検査主任者の解任の命令
- (70) 法第53条の容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令
- (71) 法第54条第2項の容器に充てんする高圧ガスの種類の変更等に係る刻印等及び刻印等の抹消
- (72) 法第56条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の容器のくず化等の命令
- (73) 法第56条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の容器検査に合格しなかった容器の報告の受理
- (74) 法第56条の2の容器検査所の業務の廃止の届出の受理
- (75) 法第61条第1項の報告の徴収
- (76) 法第62条第1項の立入検査等
- (77) 法第63条第1項の災害の発生等の届出の受理
- (78) 法第63条第2項の災害の発生の報告の命令
- (79) 法第64条の現状変更の指示
- (80) 法第74条第1項の通報
- (81) 法第74条第2項又は第3項の通報の受理

6の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） （1）～（12） [略]	[略]
[略]	
9 道路法第15条の県道の改築で規則で定めるもの	大船渡市及び一関市

6の5 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域にわたるもの又は民有林の区域内で行う1ヘクタール未満若しくは10ヘクタール以上の開発行為に係るものを除く。） （1） 法第10条の2第1項の開発行為の許可 （2） 法第10条の3の開発行為の中止又は復旧に必要な行為の命令	一関市、二戸市及び葛巻町
6の6 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第34条の3第1項の間伐の届出の受理 （2） 法第34条の3第2項において準用する法第34条の2第2項の間伐の計画変更の命令	一関市、二戸市、雫石町、葛巻町及び田野畑村
6の7 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
6の8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） （1）～（12） [略]	[略]
[略]	
9 道路法第15条の県道の改築で規則で定めるもの	一関市

		<p>9の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）</p> <p>（2） 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号の許可に係るものに限る。）</p> <p>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。）</p> <p>（4） 法第82条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（第1号、前号及び第8号の事務に係るものに限る。）</p> <p>（5） 法第82条第3項の通知又は公示（前号の事務に係るものに限る。）</p> <p>（6） 法第82条第5項の損失の補償（第4号の事務に係るものに限る。）</p> <p>（7） 法第83条の報告の徴取（前各号及び次号の事務に係るものに限る。）</p> <p>（8） 法第83条の2の違反転用に対する処分（第1号及び第3号の許可に係るものに限る。）</p>	<p>盛岡市、大船渡市、陸前高田市及び二戸市</p>
<p>10 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p>	<p>一関市</p>	<p>10 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p>	<p>宮古市、一関市及び奥州市</p>

(1)～(7) [略]

(一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものに限る。)

(1)～(7) [略]

(8) 法第58条第1項の報告の徴収又は立入検査

(9) 法第59条第1項の警告及び同項各号の処分

(10) 法第59条第4項の関係団体からの意見の聴取

10の2 武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

奥州市

(1) 法第17条第1項の猟銃等の製造の事業の許可

(2) 法第18条ただし書の試験的な猟銃等の製造の許可

(3) 法第19条第1項の猟銃等の販売の事業の許可

(4) 法第20条において準用する法第6条の猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し

(5) 法第20条において準用する法第7条第2項の猟銃等の製造事業者又は販売事業者の地位の承継の届出の受理

(6) 法第20条において準用する法第8条第1項の製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可

(7) 法第20条において準用する法第9条第3項の猟銃等の製造又は販売設備の技術上の基準適合等の命令

(8) 法第20条において準用する法第12条第1項の猟銃等の工場等の移転の許可

(9) 法第20条において準用する法第13条の猟銃等の製造又は販売の事業の廃止の届出の受理

				<p>(10) <u>法第20条において準用する法第15条の猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令</u></p> <p>(11) <u>法第24条の報告の徴収</u></p> <p>(12) <u>法第25条第1項の立入検査等</u></p> <p>(13) <u>法第28条第1項の通報</u></p>	
			<p>10の3 <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第46条第1項の報告の徴収</u></p> <p>(2) <u>法第47条第1項の立入検査</u></p> <p>(3) <u>法第47条の2第1項のガス用品の提出の命令</u></p>	<p>一関市及び奥州市</p>	
			<p>11 <u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）又は土地区画整理組合が施行するものに限る、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>法第4条第1項の施行の認可</u></p> <p>(2) <u>法第9条第3項（法第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の公告及び国土交通大臣への図書の送付</u></p> <p>(3) <u>法第10条第1項の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可</u></p> <p>(4) <u>法第11条第4項の施行者の変動に係る規約の認可</u></p> <p>(5) <u>法第11条第7項の施行者の変動に係る氏名等</u></p>	<p>奥州市</p>	

の届出の受理

(6) 法第11条第8項の公告

(7) 法第13条第1項の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可

(8) 法第14条第1項及び第2項の組合の設立の認可

(9) 法第14条第3項の事業計画の認可

(10) 法第20条第1項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の事業計画の縦覧の依頼

(11) 法第20条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の事業計画に対する意見書の受理

(12) 法第20条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の事業計画に対する意見書の処理

(13) 法第20条第5項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の事業計画の修正の申告の受理並びに事業計画の修正部分の縦覧の依頼並びに意見書の受理及び処理

(14) 法第21条第3項の公告及び国土交通大臣への図書の送付

(15) 法第21条第4項の公告

(16) 法第28条第8項の事業報告書等の受理

(17) 法第29条第1項の理事の氏名等の届出の受理

(18) 法第29条第2項の公告

(19) 法第39条第1項の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可

		<p>(20) <u>法第39条第4項の公告及び国土交通大臣への 図書の送付</u></p> <p>(21) <u>法第39条第5項の公告</u></p> <p>(22) <u>法第45条第2項の組合の解散の認可</u></p> <p>(23) <u>法第45条第5項の公告</u></p> <p>(24) <u>法第49条の決算報告の承認</u></p> <p>(25) <u>法第86条第1項の換地計画の認可</u></p> <p>(26) <u>法第97条第1項の換地計画の変更の認可</u></p> <p>(27) <u>法第103条第3項の換地処分の届出の受理</u></p> <p>(28) <u>法第103条第4項の公告</u></p> <p>(29) <u>法第123条の報告の徴収又は勧告等</u></p> <p>(30) <u>法第124条第1項の検査及び処分の取消しその 他の措置の命令</u></p> <p>(31) <u>法第124条第2項の施行の認可の取消し</u></p> <p>(32) <u>法第124条第3項の公告</u></p> <p>(33) <u>法第125条第1項及び第2項の組合の事業又は 会計の状況の検査</u></p> <p>(34) <u>法第125条第3項の処分の取消しその他の措置 の命令</u></p> <p>(35) <u>法第125条第4項の組合の設立の認可の取消し</u></p> <p>(36) <u>法第125条第5項の組合の総会の招集</u></p> <p>(37) <u>法第125条第6項の投票の実施</u></p> <p>(38) <u>法第125条第7項の投票の取消し</u></p> <p>(39) <u>法第136条の意見の聴取</u></p>	
<p>11 <u>土地区画整理法</u>（昭和29年法律第119号。以下この 項において「法」という。）に基づく次に掲げる事 務（盛岡市にあっては、地方自治法施行令（昭和22</p>	<p>[略]</p>	<p>11の2 <u>土地区画整理法</u>（以下この項において「法」 という。）に基づく次に掲げる事務（盛岡市にあつ ては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第</p>	<p>[略]</p>

<p>年政令第16号) 第174条の49の20の2第1項の規定により特例市が処理することとされている事務以外のものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p>		<p>174条の49の20の2第1項の規定により特例市が処理することとされている事務以外のものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p>	
<p>12 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	盛岡市	<p>11の3 <u>歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u></p>	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<p>13 租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定に係る申請に必要な証明書の交付</p>	一関市	<p>12 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	盛岡市、一関市、釜石市及び奥州市
<p>14 [略]</p>	[略]	<p>13 削除</p>	
		<p>14 [略]</p> <p>14の2 <u>中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく次に掲げる事務(協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに限る。)</p> <p>(1) <u>法第5条の7第2項の事業の転換の認可</u></p> <p>(2) <u>法第5条の17第1項の設立の認可</u></p> <p>(3) <u>法第5条の22の請求の受理</u></p> <p>(4) <u>法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法(以下この項において「協同組合</u></p>	[略]
			宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ケ崎町

法」という。)第35条の2の役員の氏名等の変更
の届出の受理

(5) 法第5条の23第3項において準用する協同組
合法第48条の総会招集の承認

(6) 法第5条の23第3項において準用する協同組
合法第51条第2項の定款変更の認可

(7) 法第5条の23第3項において準用する協同組
合法第57条の5の余裕金運用の認可

(8) 法第5条の23第4項において準用する協同組
合法第62条第2項の解散の届出の受理

(9) 法第5条の23第4項において準用する協同組
合法第66条第1項の合併の認可

(10) 法第5条の23第5項において準用する協同組
合法第96条第5項の解散の登記の嘱託

(11) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第104条第1項の不服の申出の受理

(12) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第104条第2項の不服の申出に対する措置

(13) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第105条第1項の検査の請求の受理

(14) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第105条第2項の検査

(15) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第105条の2第1項の決算関係書類の受理

(16) 法第5条の23第6項において準用する協同組
合法第105条の3第1項及び第2項の報告の徴収

(17) 法第5条の23第6項において準用する協同組

	<p><u>合法第105条の4第1項の検査</u></p> <p>(18) <u>法第5条の23第6項において準用する協同組 合法第106条第1項の措置の命令</u></p> <p>(19) <u>法第5条の23第6項において準用する協同組 合法第106条第2項の解散の命令</u></p> <p>(20) <u>法第5条の23第6項において準用する協同組 合法第106条第3項の官報への掲載</u></p> <p>(21) <u>法第95条第4項の組織変更の認可</u></p> <p>(22) <u>法第95条第7項の組織変更の届出の受理</u></p> <p>(23) <u>法第100条の11の組織変更の届出の受理</u></p> <p>(24) <u>法第101条の2第2項の経済産業大臣への通知</u></p>	
	<p><u>14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この 項において「法」という。）に基づく次に掲げる事 務（他の市町村の区域にわたるもの及び国立公園に 係るものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>法第13条第6項の特別地域の指定等に伴う着 手行為の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>法第13条第7項の特別地域内での非常災害の 応急措置の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第13条第8項の特別地域内での木竹の植栽 等の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>法第14条第6項の特別保護地区の指定等に伴 う着手行為の届出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第14条第7項の特別保護地区内での非常災 害の応急措置の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第26条第1項の普通地域内での行為の届出 の受理</u></p>	<p>遠野市</p>

- (7) 法第26条第2項の普通地域内での行為の禁止等又は措置の命令
- (8) 法第26条第4項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知
- (9) 法第26条第6項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の短縮
- (10) 法第27条第1項の行為の中止等の措置の命令(第7号の事務に係るものに限る。)
- (11) 法第28条第1項の報告の徴収(第7号の事務に係るものに限る。)
- (12) 法第28条第2項の立入検査等(第7号及び第10号の事務に係るものに限る。)
- (13) 法第56条第3項の国の機関が行う行為の通知の受理
- (14) 法第56条第4項の国の機関が行う行為の協議
- (15) 前各号に定めるもののほか、特別地域内又は特別保護地区内の行為の許可又は協議に係る申請書、協議書その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの

14の4 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。)

- (1) 法第66条第2項の規定によりその例によることとされる法第56条第1項の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議
- (2) 法第66条第2項の規定によりその例によることとされる法第56条第3項の県立自然公園内での

大船渡市、二戸市及び葛巻町

			<p><u>国の機関が行う行為の通知の受理</u></p> <p>(3) <u>法第66条第2項の規定によりその例によることとされる法第56条第4項の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議</u></p>	
	14の5	<p>水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認</u></p> <p>(2) <u>法第33条第3項の専用水道の確認の申請書の記載事項の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第33条第5項の専用水道の申請者への通知</u></p> <p>(4) <u>法第34条第1項において準用する法第13条第1項の専用水道の給水開始の届出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の業務の委託等の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第36条第1項の専用水道の改善の指示</u></p> <p>(7) <u>法第36条第2項の専用水道の水道技術管理者の変更の勧告</u></p> <p>(8) <u>法第37条の専用水道の給水停止の命令</u></p> <p>(9) <u>法第39条第2項の報告の徴収又は立入検査</u></p>	宮古市、奥州市及び紫波町	
	14の6	<p>臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村	
	14の7	<p>調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師</p>	宮古市、二戸	

15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（8） [略]	宮古市、遠野市、一関市及び西和賀町
16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託	宮古市、遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町

<u>法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（8） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村
16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、平

			<u>泉町、山田町、 田野畑村、 普代村、川井 村及び洋野町</u>
<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第24条の認可又は不認可の通知</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>一関市</p>	<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>法第23条第1項の設立の認可</u></p> <p>(2) <u>法第24条（法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）、第52条の2第5項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の認可又は不認可の通知（合併後存続する商工会又は合併により成立する商工会が一の市町村の区域を超える区域をその地区とするものに係るものを除く。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第50条第1項の報告の徴収又は立入検査</u></p> <p>(7) <u>法第51条第1項の警告及び同項各号の処分</u></p> <p>(8) <u>法第51条第2項の警告及び設立の認可の取消</u> <u>し</u></p> <p>(9) <u>法第51条第3項の地区の変更又は解散の勧告</u></p>	<p><u>遠野市、一関市、奥州市、 雫石町、滝沢村、西和賀町、 金ケ崎町及び普代村</u></p>

<p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第54条第4項において準用する法第24条の認可又は不認可の通知</u></p> <p>(9) [略]</p>		<p>(10) <u>法第51条第4項の設立の認可の取消し</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>法第52条の2第2項の合併の認可（合併後存続する商工会又は合併により成立する商工会が一の市町村の区域を超える区域をその地区とするものに係るものを除く。）</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>	
<p>18 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p><u>17の2 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u></p> <p>18 [略]</p>	<p><u>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</u></p> <p>[略]</p>
		<p><u>18の2 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第45条第1項の報告の徴収</u></p> <p>(2) <u>法第46条第1項の立入検査等</u></p> <p>(3) <u>法第46条の2第1項の電気用品の提出の命令</u></p> <p>(4) <u>法第46条の2第2項の損失の補償（前号の提出の命令に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>奥州市</u></p>

19 河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項の <u>一級河川の河川工事で規則で定めるもの</u>	一関市
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市
20 [略]	[略]

18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第4条第1項の指示 (2) 法第4条第2項の公表 (3) 法第10条第1項の申出の受理 (4) 法第10条第2項の申出に係る調査 (5) 法第19条第1項の報告の徴収又は立入検査	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、西和賀町及び普代村
18の4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	町村（滝沢村、平泉町、藤沢町、軽米町、九戸村及び一戸町を除く。）
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市及び遠野市
20 [略]	[略]
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製	宮古市、二戸

			<u>菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
21	[略]	[略]	21 [略]	[略]
			<u>21の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</u> <u>(1) 法第3条第1項の液化石油ガス販売事業の登録</u> <u>(2) 法第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧</u> <u>(3) 法第6条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の登録行政庁の変更の届出の受理</u> <u>(4) 法第8条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理</u> <u>(5) 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理</u> <u>(6) 法第13条第2項の災害の発生の防止に関し必要な措置の命令</u> <u>(7) 法第14条第2項の一般消費者等への書面の交</u>	<u>花巻市、一関市及び奥州市</u>

付又は再交付の命令

(8) 法第16条第3項の貯蔵施設等に関する技術上の基準適合の命令

(9) 法第16条の2第2項の供給設備に関する技術上の基準適合の命令

(10) 法第19条第2項の業務主任者の選任等の届出の受理

(11) 法第21条第2項の業務主任者の代理者の選任等の届出の受理

(12) 法第22条の業務主任者等の解任の命令

(13) 法第23条(法第35条の4において準用する場合を含む。)の液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理

(14) 法第25条の液化石油ガス販売事業者の登録の取消し

(15) 法第26条の液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令

(16) 法第26条の2の液化石油ガス販売事業者の登録の消除

(17) 法第29条第1項の保安機関の認定

(18) 法第32条第1項の保安機関の認定の更新

(19) 法第33条第1項の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可

(20) 法第33条第2項の保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理

(21) 法第34条第3項の保安機関への保安業務の実施又は改善の命令

- (22) 法第35条第1項の保安業務規程の制定又は変更の認可
- (23) 法第35条第3項の保安業務規程の変更の命令
- (24) 法第35条の2の保安機関の認定の基準適合の命令
- (25) 法第35条の3の保安機関の認定の取消し
- (26) 法第35条の5の消費設備の技術上の基準適合の命令
- (27) 法第35条の6第1項の液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定
- (28) 法第35条の7の販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理
- (29) 法第35条の10第1項の認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し
- (30) 法第35条の10第2項の認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告又は認定の取消し
- (31) 法第36条第1項の貯蔵施設等の設置の許可
- (32) 法第37条の2第1項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の貯蔵施設の位置等の変更の許可
- (33) 法第37条の2第2項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の貯蔵施設の撤去等の届出の受理
- (34) 法第37条の3第1項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の貯蔵施設等の完成検査
- (35) 法第37条の3第2項（法第37条の4第4項に

において準用する場合を含む。)の協会又は指定完成
検査機関による完成検査結果の報告の受理

(36) 法第37条の4第1項の充てん設備の許可

(37) 法第37条の5第3項の充てん設備等の技術上
の基準適合の命令

(38) 法第37条の6第1項の充てん設備の保安検査

(39) 法第37条の6第3項の協会又は指定保安検査
機関による保安検査結果の報告の受理

(40) 法第37条の7第1項の貯蔵施設等の許可の取
消し又は使用の停止の命令

(41) 法第37条の7第2項の特定供給設備の使用の
停止命令の通知

(42) 法第38条の3の液化石油ガス設備工事の届出
の受理

(43) 法第38条の10第1項の特定液化石油ガス設備
工事事業の届出の受理

(44) 法第38条の10第2項の特定液化石油ガス設備
工事事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理

(45) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事業者等
からの報告の徴収

(46) 法第82条第2項の充てん事業者からの報告の
徴収

(47) 法第83条第1項の液化石油ガス器具等の販売
の事業を行う者の事務所等への立入検査等

(48) 法第83条第3項の液化石油ガス販売事業者等
の事務所等への立入検査等又は液化石油ガスの収
去

- (49) 法第83条第4項の保安機関の事務所等への立入検査等
- (50) 法第83条の2第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令
- (51) 法第87条第1項の関係行政機関への通報

- 21の3 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域等の区域内にあるものを除く。）
- (1) 法第16条の採取計画の認可
 - (2) 法第20条第1項の採取計画の変更の認可
 - (3) 法第20条第2項の軽微な変更の届出の受理
 - (4) 法第20条第3項の氏名等の変更の届出の受理
 - (5) 法第22条の認可採取計画の変更の命令
 - (6) 法第23条第1項の災害防止の措置の命令又は砂利採取の停止の命令
 - (7) 法第23条第2項の違反者に対する災害防止の措置の命令
 - (8) 法第24条の砂利採取の廃止の届出の受理
 - (9) 法第26条の採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止の命令
 - (10) 法第33条の報告の徴収（砂利採取業者の登録に係るものを除く。）
 - (11) 法第34条第2項の立入検査等（砂利採取業者の登録又は知事が実施する巡視に係るものを除く。）

宮古市及び一
関市

- ⌋
- (12) 法第37条第1項の要請の受理
- (13) 法第37条第2項の調査及び措置
- (14) 法第41条第1項の砂利採取業者に対する指導及び助言（砂利採取業者の登録に係るものを除く。）
- ⌋
- (15) 法第43条の国又は地方公共団体との協議

<p>21の4 <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理</u> <u>(2) 法第7条第1項の一の施設がばい煙発生施設となった際の届出の受理</u> <u>(3) 法第8条第1項のばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理</u> <u>(4) 法第9条のばい煙発生施設の計画の変更等の命令</u> <u>(5) 法第9条の2の特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令</u> <u>(6) 法第10条第2項（法第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の設置等の実施制限期間の短縮</u> <u>(7) 法第11条（法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の氏名の変更等の届出の受理</u> <u>(8) 法第12条第3項（法第17条の12第2項及び第</u> 	<p>宮古市及び遠野市</p>
--	-----------------

18条の13第2項において準用する場合を含む。)

の地位の承継の届出の受理

(9) 法第14条第1項のばい煙発生施設の構造の改善等の命令

(10) 法第17条第2項のばい煙発生施設又は特定施設の事故の状況の通報の受理

(11) 法第17条第3項のばい煙発生施設又は特定施設の事故の拡大又は再発の防止の措置の命令

(12) 法第17条の4第1項の揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理

(13) 法第17条の5第1項の一の施設が揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理

(14) 法第17条の6第1項の揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理

(15) 法第17条の7の揮発性有機化合物排出施設の計画の変更等の命令

(16) 法第17条の10の揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等の命令

(17) 法第18条第1項の一般粉じん発生施設の設置の届出の受理

(18) 法第18条第3項の一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理

(19) 法第18条の2第1項の一の施設が一般粉じん発生施設となった際の届出の受理

(20) 法第18条の4の一般粉じん発生施設の基準適合等の命令

(21) 法第18条の6第1項の特定粉じん発生施設の

設置の届出の受理

(22) 法第18条の6第3項の特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理

(23) 法第18条の7第1項の一の施設が特定粉じん発生施設となった際の届出の受理

(24) 法第18条の8の特定粉じん発生施設の計画の変更等の命令

(25) 法第18条の11の特定粉じん発生施設の構造の改善等の命令

(26) 法第18条の15第1項及び第2項の特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理

(27) 法第18条の16の特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令

(28) 法第18条の18の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令

(29) 法第26条第1項の報告の徴収又は立入検査

(30) 法第27条第3項の行政機関の長からの通知の受理

(31) 法第27条第4項の行政機関の長に対する措置の要請

(32) 法第27条第5項の行政機関の長からの通知の受理

(33) 法第27条第6項の行政機関の長との協議

(34) 法第28条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述

21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事

宮古市、北上市、遠野市及

				<u>務</u> <u>(1) 法第3条第1項の規制地域の指定</u> <u>(2) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の地域指定の公示</u> <u>(3) 法第4条第1項の騒音の規制基準の設定</u> <u>(4) 法第22条の協力の要請又は意見の陳述</u>	<u>び一関市</u>
			<u>22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> <u>(1) 法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可</u> <u>(2) 法第35条の2第1項の開発行為の変更の許可</u> <u>(3) 法第35条の2第3項の開発行為の軽微な変更の届出の受理</u> <u>(4) 法第36条第1項の工事の完了の届出の受理</u> <u>(5) 法第36条第2項の工事の完了の検査及び検査済証の交付</u> <u>(6) 法第36条第3項の工事の完了の公告</u> <u>(7) 法第37条第1号の建築物の建築等が支障がない旨の承認</u> <u>(8) 法第38条の工事の廃止の届出の受理</u> <u>(9) 法第41条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物の建ぺい率等の指定</u> <u>(10) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物の建ぺい率等の特例の許可</u> <u>(11) 法第42条第1項ただし書の建築等の許可</u> <u>(12) 法第42条第2項の協議</u>	<u>一関市及び釜石市</u>	

		<p>(13) <u>法第45条の地位の承継の承認</u></p> <p>(14) <u>法第46条の開発登録簿の調製及び保管</u></p> <p>(15) <u>法第47条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の開発登録簿への登録</u></p> <p>(16) <u>法第47条第2項及び第3項の開発登録簿への附記</u></p> <p>(17) <u>法第47条第4項の開発登録簿の修正</u></p> <p>(18) <u>法第47条第5項の開発登録簿の保管及び写しの交付</u></p> <p>(19) <u>法第80条第1項の報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(20) <u>法第81条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(21) <u>法第81条第2項の措置及び公告（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(22) <u>法第81条第3項の公示（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(23) <u>法第82条第1項の立入検査</u></p>	
<p>22 <u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）</u>に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>22の2 <u>都市計画法（以下この項において「法」という。）</u>に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]</p>	<p>[略]</p>

22の3 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。）を設置する電気工事業者に係るものを除く。）

- (1) 法第3条第1項の電気工事業の営業の登録
- (2) 法第3条第3項の登録電気工事業者の更新の登録
- (3) 法第7条第1項の登録証の交付
- (4) 法第8条第3項の登録行政庁の変更の届出の受理
- (5) 法第9条第3項の登録電気工事業者の地位の承継の届出の受理
- (6) 法第10条第1項（法第17条の2第4項において準用する場合を含む。）の登録事項の変更の届出の受理
- (7) 法第10条第2項の登録証の訂正
- (8) 法第11条（法第17条の2第4項において準用する場合を含む。）の電気工事業の廃止の届出の受理
- (9) 法第12条の登録証の再交付
- (10) 法第14条の登録の消除
- (11) 法第15条の登録証の返納の受理
- (12) 法第16条の登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
- (13) 法第17条第2項の電気工事の施工の差止めの

奥州市

		<p><u>命令</u></p> <p>(14) <u>法第17条の2第1項の自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理</u></p> <p>(15) <u>法第17条の2第3項の通知の受理</u></p> <p>(16) <u>法第17条の3の事業開始の延期等の勧告</u></p> <p>(17) <u>法第27条第1項及び第2項の電気工事による危険等の防止の措置の命令</u></p> <p>(18) <u>法第27条第3項の都道府県知事への通知</u></p> <p>(19) <u>法第28条第1項の登録電気工事業者の登録の取消し又は電気工事業の停止の命令</u></p> <p>(20) <u>法第28条第2項の通知電気工事業者の電気工事業の停止の命令</u></p> <p>(21) <u>法第28条第3項の登録の取消し等の処分に係る通知</u></p> <p>(22) <u>法第29条第1項の報告の徴収又は立入検査等</u></p> <p>(23) <u>法第33条の苦情の処理のあっせん等</u></p> <p>(24) <u>法第34条第4項の建設業者の電気工事業の開始等の届出の受理</u></p> <p>(25) <u>法第34条第5項の建設業者の自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始等の通知の受理</u></p>	
<p>23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>宮古市、久慈市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、大槌町、山田町、岩</p>	<p>23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西</p>

泉町及び洋野町

和賀町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町

23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

宮古市及び遠野市

(1) 法第5条第1項の特定施設の設置の届出の受理

(2) 法第5条第2項の有害物質使用特定施設の設置の届出の受理

(3) 法第6条第1項の一の施設が特定施設となった際の届出の受理

(4) 法第6条第2項の一の施設が指定地域特定施設となった際の届出の受理

(5) 法第6条第3項の排出水の排出系統別汚染状態等の届出の受理

(6) 法第7条の特定施設の構造等の変更の届出の受理

(7) 法第8条の特定施設の計画の変更等の命令

(8) 法第8条の2の指定地域内事業場の汚水の処理の方法の改善その他の措置の命令

(9) 法第9条第2項の特定施設の設置等の実施制限期間の短縮

- (10) 法第10条の氏名の変更等の届出の受理
- (11) 法第11条第3項の地位の承継の届出の受理
- (12) 法第13条第1項の特定施設の構造の改善等の命令
- (13) 法第13条第3項の指定地域内事業場の汚水等の処理方法の改善その他の措置の命令
- (14) 法第13条の2第1項の特定施設の構造の改善等の命令
- (15) 法第14条の2第1項の特定事業場の事故時の措置等の届出の受理
- (16) 法第14条の2第2項の貯油事業場等の事故時の措置等の届出の受理
- (17) 法第14条の2第3項の事故時の応急措置の命令
- (18) 法第14条の3第1項の特定事業場の設置者に対する地下水の水質浄化の措置の命令
- (19) 法第14条の3第2項の特定事業場の設置者であつた者に対する地下水の水質浄化の措置の命令
- (20) 法第18条の緊急時の排水の量の減少その他の措置の命令
- (21) 法第22条第1項の報告の徴収又は立入検査
- (22) 法第22条第2項の報告の徴収
- (23) 法第23条第3項の行政機関の長からの通知の受理
- (24) 法第23条第4項の行政機関の長に対する措置の要請
- (25) 法第23条第5項の行政機関の長からの通知の

				<p><u>受理</u></p> <p>(26) <u>法第23条第6項の行政機関の長との協議</u></p> <p>(27) <u>法第24条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</u></p> <p>(28) <u>法第24条第3項の河川管理者等からの意見の聴取</u></p>	
			<p>23の3 <u>視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u></p>	<p>宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>	
			<p>23の4 <u>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第3条第3項（法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の選任等の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2第2項の特定事業者の地位の承継の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第10条の公害防止統括者等の解任の命令</u></p> <p>(4) <u>法第11条第1項の特定事業者からの報告の徴収又は立入検査</u></p>	<p>宮古市及び遠野市</p>	
			<p>23の5 <u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p>	<p>大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸</p>	

		<p>(1) <u>法第4条第1項の土地を譲渡しようとする場合の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>法第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取りの希望の申出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第6条第1項の土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨の通知</u></p> <p>(4) <u>法第6条第3項の土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</u></p>	<p><u>前高田市、二戸市及び奥州市</u></p>
		<p>23の6 <u>消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第83条第1項の報告の徴収</u></p> <p>(2) <u>法第84条第1項の立入検査</u></p> <p>(3) <u>法第85条第1項の消費生活用製品の提出の命令</u></p>	<p><u>盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、西和賀町及び普代村</u></p>
		<p>23の7 <u>中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第4条第1項の商店街整備計画の認定</u></p> <p>(2) <u>法第4条第2項の店舗集団化計画の認定</u></p> <p>(3) <u>法第4条第3項の共同店舗等整備計画の認定</u></p> <p>(4) <u>法第4条第6項の商店街整備等支援計画の認定</u></p> <p>(5) <u>法第4条第8項の協議</u></p> <p>(6) <u>法第13条第1項の報告の徴収</u></p>	<p><u>宮古市、大船渡市、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町</u></p>
<p>24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する</p>	<p>宮古市、遠野</p>	<p>24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する</p>	<p>宮古市、大船</p>

法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	市、一関市及び西和賀町
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	一関市、奥州市及び西和賀町
26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（18） [略]	一関市及び奥州市
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲	一関市

法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、西和賀町及び普代村
26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（18） [略]	宮古市、花巻市、遠野市、一関市及び奥州市
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲	大船渡市、花巻市、北上市

<p>げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p>	<p>げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>法第40条第2項の裁判所からの嘱託による調査の実施</u></p> <p>(23) <u>法第40条第3項の裁判所への意見の陳述</u></p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p>	<p><u>一関市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町</u></p>
	<p><u>27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与</u></p> <p>(2) <u>法第6条第3項の通知の受理</u></p> <p>(3) <u>法第7条第2項の通知の受理</u></p> <p>(4) <u>法第7条第3項の通知の受理</u></p> <p>(5) <u>法第7条第5項の説明の要求</u></p> <p>(6) <u>法第8条第2項の通知の受理</u></p> <p>(7) <u>法第8条第4項の通知の受理</u></p> <p>(8) <u>法第8条第5項の集計及び公表</u></p> <p>(9) <u>法第13条の資料提供の要求又は意見の陳述</u></p>	<p><u>宮古市及び遠野市</u></p>

27の3 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

- (1) 法第12条第1項の特定施設の設置の届出の受理
- (2) 法第13条第1項の一の施設が特定施設となった際の届出の受理
- (3) 法第13条第2項の届出の受理
- (4) 法第14条第1項の特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (5) 法第15条の特定施設の計画の変更等の命令
- (6) 法第17条第2項の特定施設の設置等の実施制限期間の短縮
- (7) 法第18条の氏名の変更等の届出の受理
- (8) 法第19条第3項の特定施設の届出者の地位の承継の届出の受理
- (9) 法第22条第1項の特定施設の構造の改善等の命令
- (10) 法第23条第2項の特定施設の事故の状況の通報の受理
- (11) 法第23条第3項の事故の拡大又は再発の防止の措置の命令
- (12) 法第28条第3項の大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の測定結果の報告の受理
- (13) 法第28条第4項の測定結果の公表
- (14) 法第34条第1項の報告の徴収又は立入検査
- (15) 法第35条第2項の行政機関の長からの通知の

宮古市及び遠野市

				<u>受理</u> (16) <u>法第35条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</u> (17) <u>法第35条第4項の行政機関の長からの通知の受理</u> (18) <u>法第35条第5項の行政機関の長との協議</u> (19) <u>法第36条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</u>	
28	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域わたるものを除く。） （1）～（4） [略]	一関市	28	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（4） [略]	一関市、 <u>釜石市、二戸市、奥州市及び川井村</u>
29	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	一関市	29	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	<u>花巻市、一関市及び奥州市</u>
30	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（20） [略]	一関市	30	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（20） [略]	一関市、 <u>釜石市及び奥州市</u>
			30の2	<u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> (1) <u>法第3条第1項本文の汚染状況の調査結果の報告の受理</u> (2) <u>法第3条第1項ただし書の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認</u>	<u>宮古市及び遠野市</u>

		<p>(3) <u>法第3条第2項の有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知</u></p> <p>(4) <u>法第3条第3項の報告等の命令</u></p> <p>(5) <u>法第4条第1項の汚染状況の調査等の命令</u></p> <p>(6) <u>法第4条第2項（法第7条第3項において準用する場合を含む。）の調査の実施及び公告</u></p> <p>(7) <u>法第5条第1項の汚染区域の指定</u></p> <p>(8) <u>法第5条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の公示</u></p> <p>(9) <u>法第5条第4項の指定区域の指定の解除</u></p> <p>(10) <u>法第6条第1項の指定区域台帳の調製及び保管</u></p> <p>(11) <u>法第6条第3項の指定区域台帳の閲覧</u></p> <p>(12) <u>法第7条第1項又は第2項の汚染の除去等の措置の命令</u></p> <p>(13) <u>法第9条第1項から第3項までの土地の形質の変更の届出の受理</u></p> <p>(14) <u>法第9条第4項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令</u></p> <p>(15) <u>法第29条第1項の報告の徴収又は立入検査（前各号の事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(16) <u>法第30条の公共の用に供する施設の管理を行う者との協議</u></p> <p>(17) <u>法第31条第2項の関係行政機関の長等への協力の要請又は意見の陳述</u></p>	
<p>31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げ</p>	<p><u>宮古市、大船渡市、花巻市</u></p>	<p>31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げ</p>	<p><u>市町村（大槌町及び軽米町</u></p>

<p>る事務 (1)～(9) [略]</p>	<p><u>、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、九戸村、洋野町及び一戸町</u></p>	<p>る事務 (1)～(9) [略]</p>	<p><u>を除く。)</u></p>
<p>32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]</p>	<p>宮古市、遠野市、一関市、八幡平市及び西和賀町</p>	<p>32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める市町におけるニホンジカの捕獲等の許可を除く。） (1)～(9) [略]</p>	<p>宮古市、<u>大船渡市、久慈市</u>、遠野市、一関市、<u>陸前高田市、釜石市</u>、八幡平市、<u>雫石町、葛巻町、岩手町</u>、西和賀町、<u>住田町、岩泉町</u></p>

			、 <u>田野畑村、</u> <u>普代村、川井</u> <u>村、野田村及</u> <u>び洋野町</u>
		32の2 <u>健康増進法（平成14年法律第103号。以下この</u> <u>項において「法」という。）に基づく次に掲げる事</u> <u>務</u> <u>（1） 法第10条第3項の国民健康・栄養調査の実施</u> <u>（2） 法第19条の栄養指導員の任命</u> <u>（3） 法第20条第1項の特定給食施設の設置の届出</u> <u>の受理</u> <u>（4） 法第20条第2項の特定給食施設の変更等の届</u> <u>出の受理</u> <u>（5） 法第21条第1項の特定給食施設の指定</u> <u>（6） 法第22条の栄養管理の実施の指導及び助言</u> <u>（7） 法第23条第1項の特定給食施設の設置者への</u> <u>勧告</u> <u>（8） 法第23条第2項の勧告に係る措置の命令</u> <u>（9） 法第24条第1項の報告の徴収又は立入検査等</u>	<u>二戸市</u>
33 <u>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条</u> <u>の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する</u> <u>事務</u>	<u>市（八幡平市</u> <u>を除く。）</u>	33 <u>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条</u> <u>の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する</u> <u>事務</u>	<u>市町村（西和</u> <u>賀町、金ヶ崎</u> <u>町、平泉町、</u> <u>藤沢町、大槌</u> <u>町、岩泉町、</u> <u>田野畑村、軽</u> <u>米町、九戸村</u> <u>及び一戸町を</u>

<p>34 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理</p>	<p>遠野市</p>
<p>35 [略]</p>	<p>[略]</p>

	<p>除く。)</p>
<p>34 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理</p>	<p>花巻市、遠野市及び奥州市</p>
<p>34の2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項の解任投票所等の設定及び公告</p>	<p>奥州市</p>
<p>34の3 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号。以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 政令第9条第1項の高度化事業計画の変更の認定</u> <u>(2) 政令第9条第2項の高度化事業計画の認定の取消し</u></p>	<p>宮古市、大船渡市、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町</p>
<p>35 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>35の2 火薬類取締法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 省令第15条第1項の表の安全な場所の指示</u> <u>(2) 省令第41条第2項の完成検査証の交付</u> <u>(3) 省令第44条の2第4項の保安検査証の交付</u> <u>(4) 省令第81条の14の届出及び報告の受理</u></p>	<p>花巻市及び奥州市</p>
<p>35の3 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 省令第21条第2項の製造施設完成検査証の交付</u> <u>(2) 省令第40条第4項の保安検査証の交付</u></p>	<p>奥州市</p>
<p>35の4 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に</p>	<p>奥州市</p>

			<p><u>基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>省令第32条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付</u></p> <p>(2) <u>省令第77条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>省令第77条第4項の保安検査証の交付</u></p>	
		35の5	<p>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。） <u>に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>省令第31条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付</u></p> <p>(2) <u>省令第79条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>省令第79条第4項の保安検査証の交付</u></p>	奥州市
		35の6	<p>都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。） <u>に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>省令第37条の開発登録簿の閉鎖</u></p> <p>(2) <u>省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所の設置</u></p> <p>(3) <u>省令第60条の開発行為又は建築に関する証明書等の交付</u></p>	一関市及び釜石市
36	[略]	[略]	36 [略]	[略]
		36の2	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。） <u>に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>省令第59条第2項の貯蔵施設等の完成検査証の交付</u></p>	花巻市、一関市及び奥州市

				<p>(2) <u>省令第81条第3項の充てん設備保安検査証の交付</u></p> <p>(3) <u>省令第132条の報告の受理</u></p>	
				<p>36の3 <u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>省令第12条第1項の電子情報処理組織の使用に係る届出の受理</u></p> <p>(2) <u>省令第12条第2項の識別番号等の通知</u></p> <p>(3) <u>省令第12条第3項の届出事項の変更の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>省令第12条第4項の電子情報処理組織の使用の停止</u></p>	<p>宮古市及び遠野市</p>
				<p>36の4 <u>県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第4項の特別地域内での行為の許可</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第5項の特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>条例第10条第6項の特別地域内での非常災害の応急措置の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>条例第10条第7項の特別地域内での木竹の植</u></p>	<p>大船渡市、二戸市及び葛巻町</p>

		<u>裁等の届出の受理</u> <u>(5) 条例第12条第1項の普通地域内での行為の届出の受理</u> <u>(6) 条例第12条第2項の普通地域内での行為の禁止等又は措置の命令</u> <u>(7) 条例第12条第4項の行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知</u> <u>(8) 条例第12条第6項の行為の着手の禁止等の期間の短縮</u> <u>(9) 条例第13条第1項の行為の中止等の措置の命令</u> <u>(10) 条例第14条第1項の報告の徴収</u> <u>(11) 条例第14条第2項の立入検査等</u>	
		<u>36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町</u>
37	[略]	[略]	[略]
		<u>37の2 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。）</u>	<u>紫波町、田野畑村及び普代村</u>

			<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>条例第15条の3第2項の保管広告物等の一覧簿の閲覧</u> (2) <u>条例第15条の7の保管広告物等の返還</u> (3) <u>条例第16条第1項の報告の徴収又は立入検査</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</u> 	
		<p>37の3 <u>岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>条例第15条第4項の特別地区内での行為の許可</u> (2) <u>条例第15条第7項の特別地区内での非常災害の応急措置の届出の受理</u> (3) <u>条例第15条第9項の届出の受理</u> (4) <u>条例第15条第10項第3号の届出の受理</u> (5) <u>条例第15条第12項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の工事の完了又は中止の届出の受理</u> (6) <u>条例第16条第3項第5号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の届出の受理</u> (7) <u>条例第16条第3項第6号の野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の許可</u> (8) <u>条例第17条第1項の普通地区内での行為の届出の受理</u> (9) <u>条例第17条第2項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の行為の禁止等又は措</u> 	<p>宮古市、遠野市、一関市、滝沢村及び田野畑村</p>	

		<p><u>置の命令</u></p> <p>(10) <u>条例第17条第3項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知</u></p> <p>(11) <u>条例第17条第5項の行為の着手の禁止等の期間の短縮</u></p> <p>(12) <u>条例第18条（条例第24条第1項において準用する場合を含む。）の行為の中止等の措置の命令</u></p> <p>(13) <u>条例第19条第1項の国等が行う行為の協議</u></p> <p>(14) <u>条例第19条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の国等が行う行為の通知の受理</u></p> <p>(15) <u>条例第23条第1項の環境緑地保全地域内での行為の届出の受理</u></p> <p>(16) <u>条例第25条第1項の大規模開発行為の届出の受理</u></p> <p>(17) <u>条例第25条第2項の通知の受理</u></p> <p>(18) <u>条例第26条の関係市町村長からの意見の聴取及び助言又は勧告</u></p> <p>(19) <u>条例第28条第1項の報告の徴収又は立入検査等</u></p> <p>(20) <u>条例第29条第1項の実地調査</u></p> <p>(21) <u>条例第29条第2項の実地調査の通知及び意見書の受理</u></p>	
<p>38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号） 第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に関する事務</p>	<p>一関市及び奥州市</p>	<p>38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号） 第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に関する事務</p>	<p><u>宮古市、花巻市、遠野市、一関市及び奥</u></p>

[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） （1）～（6） [略]	盛岡市
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（6） [略]	盛岡市
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。） （1）～（7） [略]	盛岡市
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市及び滝沢村

	州市
[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） （1）～（6） [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（6） [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。） （1）～（7） [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、雫石町、滝沢村、住

	[略]	
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、雫石町及び滝沢村	
49 [略]	[略]	
50 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づく岩手県収入証紙による収入の方法による徴収に係る事務のうち規則で定めるもの	花巻市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町、大槌町及び洋野町	
51 [略]	[略]	

2	別表第1（第2条関係）	[略]
---	-------------	-----

		田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
	[略]	
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、雫石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町	
49 [略]	[略]	
50 [略]	[略]	

	別表第1（第2条関係）	[略]
--	-------------	-----

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
 (1)～(5) [略]
 (6) 法第9条第12項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。）
 (7)～(9) [略]

[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第9条第12項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。） (7)～(9) [略]	[略]
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める市町におけるニホンジカの捕獲等の許可を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第9条第12項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。） (7)～(9) [略]	[略]
[略]	

3 別表第2（第3条関係）

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
 (1)～(5) [略]
 (6) 法第9条第13項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。）
 (7)～(9) [略]

[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第9条第13項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。） (7)～(9) [略]	[略]
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める市町におけるニホンジカの捕獲等の許可を除く。） (1)～(5) [略] (6) 法第9条第13項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。） (7)～(9) [略]	[略]
[略]	

別表第2（第3条関係）

[略]	
6の8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町
[略]	

[略]	
6の8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	<u>宮古市</u> 、大船渡市、花巻市、遠野市、 <u>一関市</u> 、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 及び洋野町
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
[略]	
23の6 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第83条第1項の報告の徴収 (2) 法第84条第1項の立入検査 (3) 法第85条第1項の消費生活用製品の提出の命令	23の6 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第40条第1項の報告の徴収 (2) 法第41条第1項の立入検査 (3) 法第42条第1項の消費生活用製品の提出の命令
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="152 336 869 384">[略]</td><td data-bbox="869 336 1077 384"></td></tr><tr><td data-bbox="152 392 869 871">36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</td><td data-bbox="869 392 1077 871">大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町</td></tr><tr><td data-bbox="152 871 869 919">[略]</td><td data-bbox="869 871 1077 919"></td></tr></table>	[略]		36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1158 336 1874 384">[略]</td><td data-bbox="1874 336 2083 384"></td></tr><tr><td data-bbox="1158 392 1874 871">36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</td><td data-bbox="1874 392 2083 871"><u>宮古市</u>、大船渡市、花巻市、遠野市、<u>一関市</u>、<u>陸前高田市</u>、<u>釜石市</u>、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町、<u>大槌町</u>、<u>山田町</u>及び洋野町</td></tr><tr><td data-bbox="1158 871 1874 919">[略]</td><td data-bbox="1874 871 2083 919"></td></tr></table>	[略]		36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	<u>宮古市</u> 、大船渡市、花巻市、遠野市、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 及び洋野町	[略]	
[略]													
36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町												
[略]													
[略]													
36の5 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	<u>宮古市</u> 、大船渡市、花巻市、遠野市、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 及び洋野町												
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="152 1168 869 1216">[略]</td><td data-bbox="869 1168 1077 1216"></td></tr><tr><td data-bbox="152 1224 869 1453">22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略]</td><td data-bbox="869 1224 1077 1453">[略]</td></tr></table>	[略]		22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略]	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1158 1168 1874 1216">[略]</td><td data-bbox="1874 1168 2083 1216"></td></tr><tr><td data-bbox="1158 1224 1874 1453">22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) <u>法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の開発行為の協議</u></td><td data-bbox="1874 1224 2083 1453">[略]</td></tr></table>	[略]		22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) <u>法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の開発行為の協議</u>	[略]
[略]									
22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略]	[略]								
[略]									
22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) <u>法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の開発行為の協議</u>	[略]								

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 法第41条第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の建築物の建ぺい率等の指定

(10) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の建築物の建ぺい率等の特例の許可

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 法第47条第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の開発登録簿への登録

(16) 法第47条第2項及び第3項の開発登録簿への附記

(17) 法第47条第4項の開発登録簿の修正

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 法第41条第1項(法第34条の2第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)及び同項において準用する場合を含む。)の建築物の建ぺい率等の指定

(11) 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)及び同項において準用する場合を含む。)の開発登録簿への附記

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 法第47条第1項(法第34条の2第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)及び同項において準用する場合を含む。)の開発登録簿への登録

(17) 法第47条第2項及び第3項(これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の開発登録簿への附記

(18) 法第47条第4項(法第34条の2第2項において

(18) 法第47条第5項の開發登録簿の保管及び写しの交付

(19) 法第80条第1項の報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）

(20) 法第81条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）

(21) 法第81条第2項の措置及び公告（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）

(22) 法第81条第3項の公示（第1号、第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号の事務に係るものに限る。）

(23) [略]

[略]

準用する場合を含む。）の開發登録簿の修正

(19) 法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の開發登録簿の保管及び写しの交付

(20) 法第80条第1項の報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言（第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。）

(21) 法第81条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令（第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。）

(22) 法第81条第2項の措置及び公告（第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。）

(23) 法第81条第3項の公示（第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。）

(24) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（表2の項の改正部分に限る。）の規定 平成19年4月16日

(2) 第2条の規定 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）の施行の日

(3) 第1条（表3の項の改正部分に限る。）及び第3条並びに附則第4項の規定 平成19年10月1日

(4) 第4条の規定 平成19年11月30日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において同表に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務のうち規則で定めるものに係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）、医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）、調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）並びに視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、同表に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の6の8の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。